

令和6年3月27日（水）午後1時10分

石川県教育・自治会館
設備機器保守管理業務委託
仕様書ほか

石川県教育・自治会館設備保守管理業務委託仕様書

委託契約書中第4条に定める仕様書の事項は、下記に掲げるとおりとし、業務の実施に当たっては、会館管理者又は会館管理者の指定する監督員の指示のもとに密接な連携を保ち、設備全体を掌握し、関連法規を遵守しながら「安全適正運転」を行い、事故の防止、ランニングコストの節減、設備の耐用年数の延長に心がけるものとする。

1 委託業務の期間

令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 委託業務の範囲

- (1) 日常運転監視業務
- (2) 日常点検業務及び測定記録
- (3) 定期点検業務
- (4) 会館管理者の指定する監督員の指示する日常営繕業務

3 対象設備

- (1) 電気設備（自家発電設備含む）
- (2) 空調設備
- (3) 中央監視設備
- (4) 給排水衛生設備
- (5) 防災設備
- (6) 別途発注による定期点検業務の立会い

4 運転監視業務

- (1) 各種装置機器の始動・停止
- (2) 各種装置機器の安全適正運転及び適正良否の判断・処理
- (3) 給電状態の監視及び適正な対応処置
- (4) 防災機器作動時の適正処理連絡
- (5) 運転状態の監視
- (6) 中央監視及び各制御盤の機器操作及び調整
- (7) その他異常警報及び異常常態の処理

5 日常、定期点検業務及び測定記録

- (1) 各種装置機器の運転日誌、記録報告
- (2) 各種装置機器の定期点検、検査、清掃及び調査（別紙のとおり）

- (3) 各配分電盤回路の開閉操作並びに絶縁試験及び点検
- (4) データー分析による省エネルギー運転並びに異常箇所の発見
- (5) 消耗品の取替え、補給、調整、小修理、故障箇所の応急処理

6 保管業務

- (1) 図面（竣工図、施工図、機器の承諾図等）、運転日誌各種記録表、取扱説明書、各種記録表、及び機器台帳の整理保管
- (2) 備品、工具、測定機器等の保管、整理整頓
- (3) 予備品、消耗品等の保管、整理整頓

7 定期点検にかかる報告義務

定期点検等にかかる関係諸官庁等への報告書の提出

8 委託技術員

常駐する委託技術員は1名とし、電気又はその他の設備を管理するための相当の能力及び資格を有するものを配置する。又、建築物環境衛生管理技術者の名義を提出するものとする。

9 委託技術員の勤務時間

午前7時30分から午後8時30分までとする。

なお、会館の都合によりこの勤務時間を変更することができるものとし、勤務時間を変更した場合は、会館が指定する日の勤務時間を変更した時間数分調整するものとする。

10 委託技術者の資格及び経験等

受託者は技術者の住所、氏名、資格及び経験等を記載した書面を提出すること。

11 秘密を守る義務

技術者は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

12 疑義の決定

本仕様書に関し、疑義が生じたときは両者協議のうえ、定めるものとする。

作 業 項 目	定期点検及び回数
設備機器運転監視 各設備機器毎月点検 吸収式冷温水発生器 空調・衛生設備機器 ビル環境調査 受水槽、高架水槽等清掃 害虫駆除 飲料水水質検査 排ガス測定 各種フィルター等清掃 ビル管理装置並びに 自動制御設備 消防、防災設備 屋内消火栓 設備 スプリンクラー " 開放スプリンクラー " 自動火災報知 " 漏電火災警報 " 誘導灯 " 蓄電池 " 自家発電 " ガス漏れ警報 " 防排煙 " 消火器 " ハロン " 避難器具 " その他消防 " 防火対象物点検業務 放送設備 冷却水水質検査 自動制御機器	毎日（電気、給排水、定期設備の点検含む） 毎月1回（設備機器運転監視業務に含む） 通年 年度中1回 年度中6回 年度中1回 年度中2回 年度中3回 年度中2回 年度中2回 年度中2回（トラブル処理通年） 外観機能点検年度中1回，総合点検年度中1回 年度中1回 外観機能点検年度中1回，総合点検年度中1回 （非常放送部分のみ消防法適用） 冷房期のみ 年度中2回

委 託 契 約 書 (案)

公益財団法人 石川県文教会館 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) との間に、次のとおり委託契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙双方は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(事業の委託)

第2条 甲は、乙に対し石川県教育・自治会館設備機器保守管理業務 (以下「委託事業」という。) の執行を委託する。

(委託期間)

第3条 委託事業にかかる期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間とする。

(委託事業の内容)

第4条 乙は委託事業の執行にあたっては、甲の指示監督に従い、別添仕様書に基づき行うものとする。

(委託料)

第5条 甲は、乙に対し委託料として年額 円を支払うものとする。
うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は 円とする。(「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に10/110を乗じて得た金額である。)

(委託料の支払)

第6条 甲は、第7条第2項の規定によって、委託料請求書を受領したときは、その日から30日以内に請求にかかる委託料を支払わなければならない。

2 前項に定める期限までに、甲が委託料を乙に支払わないときは、甲は、期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、その金額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、当該金額が100円未満である場合に、これを支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(委託業務執行結果報告書)

第7条 乙は、委託業務の執行を完了したときは、その結果を記載した報告書（以下「委託業務執行結果報告書」という。）に委託料請求書を添えて甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定によって委託業務執行結果報告書及び委託料請求書の提出を受けたときはこれを検討し、適当と認めたときはこれを受理するものとする。

(委託料の前金払)

第8条 乙は、第5条に定める委託料を次の条件で前金払を甲に請求することができる。

2 乙は前項により前金払を請求しようとするときは、甲に前金払請求書を提出しなければならない。

3 甲は、前項により委託料前金払請求書の提出を受けたときには、これを検討し、適当と認めたときはこれを受理し、前金払するものとする。

4 なお、前三項にかかわらず、最終の支払月に係る委託料については前金払をしないものとする。

支払年月	金額（円）	支払年月	金額（円）
令和 6年 4月		令和 6年10月	
令和 6年 5月		令和 6年11月	
令和 6年 6月		令和 6年12月	
令和 6年 7月		令和 7年 1月	
令和 6年 8月		令和 7年 2月	
令和 6年 9月		令和 7年 3月	

(委託料の減額)

第9条 甲は、乙が委託事業の一部を執行しなかったときは、委託料の一部を減額することができる。

(故意又は重大な過失による損害賠償責任)

第10条 甲は、乙が委託業務を行う際に、甲の建物設備及び器材等に損害を与えた場合で、故意又は過失であると認められたときは、乙に対して損害賠償を請求できるものとし、乙は甲の請求する損害賠償に応じなければならない。

2 乙は、委託事業の執行中に第三者に損害を与えたときは、甲の責任に帰する理由による場合のほか、乙は一切自己のその責任においてこれを解決しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に違反したとき

(2) 乙が甲の承諾なしに、本契約によって生じた権利又は業務を第三者に委託し又は請け負わせ、もしくは譲渡したとき

(3) 乙が委託事業の執行が著しく困難になったこと、その他やむを得ないと認められる事由によって本契約の解除を申し入れたとき

2 前項の規定によって本契約が解除されたときは、乙は甲に対して、その損害を求めることはできない。

3 乙は、第1甲の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。

4 甲又は乙が、この契約を解除しようとするときは、原則として30日前までに通知するものとする。

(調査)

第12条 甲は、委託事業の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監督することができるとともに、必要な指示をすることができる。

(経費負担区分)

第13条 委託事業を執行するために必要な機械器具及び消耗品は、乙の負担とする。

2 委託事業を執行するために使用する電気、ガス、水道の費用については、甲が負担するものとする。

3 乙は、電気、ガス、水道の使用については、極力節減し、効率的な使用に留意しなければならない。

(機密漏洩の禁止)

第14条 乙は、委託業務実施中に知り得た機密および甲の行政事務等で一般に公表されていない事項を漏らしてはならない。

(業務員の勤務要件)

第15条 乙は、業務員の服務、福利厚生及び保険衛生の維持等に関しては、一切の責任を負うとともに、甲が不相当と認めた業務員については、使用してはならないものとする。

2 乙は、業務員が業務に従事するときは、一定の服装及び名札を着用させ、乙の業務員であることを明確にし、常に清潔を保持しなければならない。

(再委託の禁止)

第16条 乙は、委託業務の実施を第三者に再委託し、又は下請けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(疑義の決定)

第17条 本契約に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 金沢市尾山町10番5号
公益財団法人 石川県文教会館
理事長

乙

石川県教育自治会館

